

建築士事務所協会会報

2015 11月号

No. 400



TOPICS

- ・ 会報400号記念特集座談会
- ・ 11/18は紙屋町シャレオに集合!! (こだわりの住まい展)

一般社団法人 広島県建築士事務所協会

URL:<http://www.h-aaa.jp>

Mail:info@h-aaa.jp

「祇園の家」

《施設概要》

発注者：個人

設計者：岡本達幸/株式会社若本建築事務所

施工者：株式会社沖田

所在地：広島県広島市安佐南区

構造：1階－RC造・2階－木造

敷地面積：353.04㎡

延床面積：193.77㎡

設計期間：2012年12月～2013年7月

工事期間：2013年12月～2014年7月

受賞歴：ひろしま住まいづくりコンクール2014奨励賞



2階居間台所

実家の敷地内、母家のすぐ隣へ建てた家族4人の住宅（自邸）。周辺には畑があり、山も近いのどかな場所。敷地は自由な配置が検討出来る広さもないため、並んで建てる事にし、お互いの軒下空間でゆるくつながっている。

住まいの構造は、健やかで温かみのある木造でまずは考えたい。予算的な魅力も大きい。

しかし今回、1階を木造にするには不安があった。計画する建物と隣地の畑との間に水路があり、しかも、畑の地盤を高くするために設けた石積みは崩れそうだった。計画場所が隣地と連なり、昔たんぼであった事は容易に想像出来るが、そうした一切の対策が必要だった。

1階に必要なのは、両親と私たちの駐車場及び倉庫+α。そこで、割り切って居住空間を全てまとめた木造2階を1階RC造で支える構造とした。

1階をRC造とする事で、駐車場間口を大きく設ける事ができ、また、2階を跳ね出させ一回り小さくすることで既存母家の配管や既存樹木の根を傷めず施工が出来る事など、不安対策以外にも計画に応じた内容の向上が図れた。

木造居住空間は、家の形や成り立ちを素直に室内へ現したかったので梁を露出させ、大らかな空間とした。2階はおかげで、眺望が良い。眺望を取り込む窓は、ブラインドを併設した木製引戸をシンプルに納めた。外壁の板張りは、下地通気空間を引戸の引代や、空調の配管及び給気口を設置するスペースとしても利用し、設備等の雑多な露出を避けた。色は近所にある学校の色を地域カラーと捉えて近似色とし、景観環境に一体感を持たせた。

引渡し翌月に、広島市内で大雨による土砂災害が起きた。まだ十分に締固められていなかった建物周囲の土は、えぐられて無くなっていた。幸い、1階をRC造とした建物は無傷だったが、計画時に感じた不安を超えて思いもよらない出来事だった。日当たりや通風に配慮する事は常識だが、それ以前に、その地域や土地に向き合い応じる建築計画の重要性を再確認すべき経験となった。



遠景

■行政ニュース

2 …… 【事業者向け】建築物省エネ法の概要説明会の開催について 国土交通省

■協会のうごき

- 6 …… 会報誌400号の発刊にあたって 会長 小西郁吉
7 …… 委員会報告 会報400号記念特集座談会 編集委員会
8 …… 11/18は紙屋町シャレオに集合!! 第6回建築士事務所とつくるこだわりの住まい展
10 …… 第39回建築士事務所全国大会(茨城大会)レポート 専務理事 河原直己
12 …… 月間行事
14 …… (一社)広島県建築士事務所協会・(公社)日本建築家協会中国支部合同ゴルフコンペ 第185回
17 …… 年賀広告掲載のお願い
22 …… 設計事務所で現場体験をしてみませんか 大旗連合建築設計(株) 伊藤智宏

■お知らせ

- 24 …… 被災建築物応急危険度判定士講習会 広島県・(公社)広島県建築士会
26 …… 「建築三会による建築士・建築士事務所のための改正建築士法講習会」で出された質問と回答
建築三会
34 …… 32th 呉建築セミナー ふるまいのデザイン 広島県建築士会呉地区支部

■リレーエッセイ

- 36 …… 私とお酒 畑 稔大
37 …… 私のお気に入り 伊丹仁志

38 …… 会員動静
39 …… 編集後記 大木一郎

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一、誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一、健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
- 一、自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
- 一、設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一、互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 広島県建築士事務所協会

【事業者向け】建築物省エネ法の概要説明会の開催について

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設や、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が平成27年7月8日に公布されました。

この度、建築物の事業に携わる方々を対象に、建築物省エネ法の概要について、以下のとおり説明会を開催することとしましたのでお知らせいたします。

なお、今年度については別途1月～3月にかけて、建築物省エネ法の認定制度（表示・容積率特例）や申請方法に重点を置いた「建築物省エネ法の認定制度（表示・容積率特例）実務講習会」を開催する予定です。

【事業者向け】建築物省エネ法の概要説明会

〔開催時期〕 平成27年11月4日～12月18日

〔時 間〕 2時間30分程度

〔開催場所〕 17か所24回

※開催スケジュールについては別紙1をご参照ください。

〔内 容〕 建築物省エネ法の概要、施行スケジュール

今後の講習会スケジュール等

※講師は国土交通省職員がつとめます。

〔参加方法〕 ホームページ、FAX又は電話により参加申し込みを受け付けます。

参加申し込み・問い合わせ先（建築物省エネ法説明会事務局）

ホームページ：<https://krs.bz/kentikubutsu-shoeneho/m/shinsei-gaiyousetsume>

F A X：0120-252-936（24時間受付）

電 話：0120-771-266（受付時間：9：00～18：00（土・日・祝除く））

■ 日程・会場・定員 等

※11/4(水)～12月18日(金)の間、全国都道府県、全 24 会場開催

(注)北から順に掲載しております。開催日順ではございませんのでご注意ください

地域7ブロック		都道府県	開催地・会場	開催日	曜日	会場名	定員	所在地
北海道	1	北海道	札幌市	11月17日	火	北海道自治労会館	100	札幌市北区
	2	北海道	札幌市	12月8日	火	北海道自治労会館	100	札幌市北区
東北	3	宮城県	仙台市	11月18日	水	仙台国際センター	190	仙台市青葉区
	4	宮城県	仙台市	12月7日	月	仙台国際センター	190	仙台市青葉区
関東	5	千葉県	千葉市	12月9日	水	千葉市文化センター	140	千葉市中央区
	6	埼玉県	さいたま市	11月27日	金	JA 共済埼玉ビル	200	さいたま市大宮区
	7	東京都	東京都(1)	11月4日	水	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル	260	渋谷区代々木
	8	東京都	東京都(2)	12月18日	金	東京都立産業貿易センター台東館	400	台東区花川戸
	9	神奈川県	横浜市	11月6日	金	ラジオ日本クリエイト	200	横浜市中区
信越 北陸 東海	10	新潟県	新潟市	12月1日	火	朱鷺メッセ	130	新潟市中央区
	11	石川県	金沢市	12月4日	金	金沢市文化ホール	160	金沢市高岡町
	12	静岡県	静岡市	12月14日	月	静岡県JPA® ショッピングセンター グランシップ	200	静岡市駿河区
	13	愛知県	名古屋市(1)	11月19日	木	名古屋サンスカイルーム	260	名古屋市中区
	14	愛知県	名古屋市(2)	12月11日	金	ポートメッセなごや	200	名古屋市港区
近畿	15	大阪府	大阪市(1)	11月5日	木	大阪国際交流センター	240	大阪市天王寺区
	16	大阪府	大阪市(2)	12月3日	木	大阪会館	300	大阪市中央区
	17	兵庫県	神戸市	12月10日	木	神戸JPA® ショッピングセンター 国際展示場	200	神戸市中央区
中国 四国	18	広島県	広島市	11月26日	木	広島県 JA ビル	200	広島市中区
	19	広島県	広島市	12月17日	木	広島県 JA ビル	200	広島市中区
	20	香川県	高松市	11月25日	水	サン・イレブン高松	80	高松市松福町
九州	21	福岡県	福岡市	11月20日	金	南近代ビル貸会議室	200	福岡市博多区
	22	福岡県	福岡市	12月16日	水	南近代ビル貸会議室	200	福岡市博多区
	23	熊本県	熊本市	12月15日	火	くまもと県民交流館バレア	200	熊本市中央区
沖縄	24	沖縄県	那覇市	11月24日	火	沖縄都ホテル	100	那覇市松川

6-b 事

FAX 0120-252-936

建築物省エネ法の概要説明会 参加申込書

下記に記載の上、FAX で開催日 3 日前までにお申し込みください。

申込日 平成 年 月 日

【希望会場情報】	
都道府県名：	開催都市名：
開催日： 月 日	開催時間： ：
【参加者情報】	
事業所名：	
T E L：() —	
F A X：() —	
参 加 者	フリガナ 氏名
	フリガナ 氏名
	フリガナ 氏名
	フリガナ 氏名

※会場の席数の関係で、応募多数の場合には、参加人数の多い企業様に人数の調整をお願いする可能性があります。

※取得した個人情報、本説明会の事務に必要な範囲以外使用しません。

※受講希望の開催日前日までに F A X にて受講確認票をお送りいたします。

会報誌400号の発刊にあたって

(一社)広島県建築士事務所協会

会 長 小西 郁吉



当協会の会報誌が400号という節目を迎えることは、誠に喜ばしいことであります。また、我が協会の誇りでもあります。30年以上にもわたり継続的に会報誌の発刊にご尽力いただいた歴代編集委員長、委員をはじめ関係された皆様の熱意と労苦に改めて敬意を表する次第であります。

さて、毎月会員の皆様にお届けしています会報誌ですが、時代の変遷や会員のニーズに対応するため、体裁や掲載内容など、発刊当初から見ますと、大きく変貌しています。一方で、会員の皆様にとって重要な情報の提供と会員相互の貴重な情報交換の場であることは、発刊当初から変わっておりません。インターネットの時代である現在においても、会員の皆様に実際に手にとって見ていただける会報誌は、会員の皆様と協会、会員同士を結びつける貴重なツールであります。

さらに、建築士法に建築士事務所協会の役割として、建築士事務所の業務の適正な運営と建築設計等に係る建築主の利益の保護が、近年新たに明文化されたところです。これに伴い、会報誌の役割も益々重要になってまいりました。

400号を発刊するにあたり、これからも、このような様々なニーズを的確に会報誌に反映していくことが重要であると考えています。会報誌が会員の皆様にとって、これまで以上に有益なものになるよう努めて参りますので、変わらぬご支援をお願いします。同時に、皆様の忌憚のないご意見ご要望をお待ちしておりますので、よろしくお願い致します。

会報400号記念特集座談会

編集委員会

会員各位の皆様におかれましては、いつも広島県建築士事務所協会会報誌をお読みいただきありがとうございます。おかげさまで平成27年11月号で記念すべき400号となります。この度、前事務局長の板野正義さんをお迎えし、編集委員、事務局と合同で会報400号記念特集座談会を開催しました。その模様についてお伝えいたします。

板野さんが事務所協会に勤めはじめたのは昭和50年で、場所は舟入幸町のビルの3階だったそうです。前任者はお寺関係の方で、80代の方だったそうです。当時は広島県建築設計事務所協会という名称の専業事務所からなる任意団体で、会員数は120社。協会会報ではなく、「協会だより」という名称でした。サイズはB5・B4版で全て手書きだと聞いてびっくりしました。輪転機を回し、アンモニア臭が部屋中に充満しながらの作業でした。送付先120社の宛名書きもすべて手書き、宅急便、メール便があるはずもなく、毎月1回、広島西郵便局まで封筒を持参されたそうです。

その後、昭和52年に法人化され、最初は広島市内の事務所(専業・兼業)のみでしたが、福山、尾三、備北、芸南地区の方にも随時入会いただき、昭和60年当時で正会員315社、賛助会員121社となったことで会報誌の印刷製本及び郵送代がかさみ、経費を押さえるために封筒の口に2分の1切り込みを入れる第3種郵便物としたこともありました。

また会報誌を毎月発行から年に3～4回に減らす案も出ましたが、当時会長であった故小川省三さんが「会報はどうしても続けていかないといけない。会員さんに会費だけ払って何のメリットがあるのかと言われかねない。わしが全責任を負うから、事務所協会の活動を毎月広報・発行していかないといけない。」との鶴の一声で毎月の発行が存続して現在に至っています。

2時間の座談会はあっという間に過ぎました。中締めとして、編集委員会委員が一丸となって、500号、1000号と継続して、会員の皆様に喜んでいただける会報誌を作り続けることを誓って、お開きとなりました。



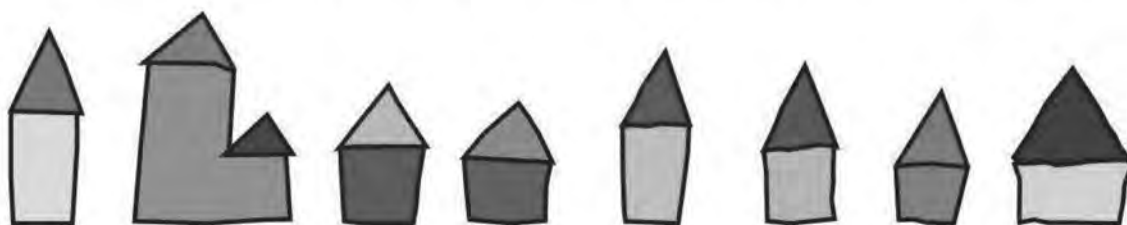
これからも会報誌づくりを頑張ります

**11月18日(水)は
紙屋町シャレオに集合!!**



第 6 回

**建築士事務所とつくる
こだわりの住まい展**



今年の「こだわりの住まい展」は、広島市中区の地下街
シャレオ中央広場で正会員の建築作品パネル展示を中心
に、様々な催しを行います。11月18日(水)の午後8時まで
で開催します。会員の皆様のご参加をお待ちしています。

パネル出展募集中！



EXHIBITION

建築作品パネル展

広島県建築士事務所協会会員による住宅を中心とした
新築やリフォーム、二世帯住宅など、多彩な建築作品の実例
を写真パネルや模型でご紹介します。

出展者募集中！



住まいの建材展

エコな暮らしやバリアフリーなど、住まいづくりの夢が広がる
建材や設備を展示紹介します。
新築やリフォームの参考に、お役立てください。



住まいづくり相談

●住まいづくりの建築相談

新築・リフォーム・マンションリフォーム・耐震診断など、
住宅建築に関するさまざまなご相談に応じます。

●住まいづくりの法律相談

住まいづくりに関わる法的問題のお悩みや疑問に、弁護士が
アドバイスします。

【その他の催し内容】

- ・クイズに答えてガラポン抽選会！
- ・コーヒーを飲みながら憩いの
空間でリラックス！

詳しくは事務局までお問い合わせください。

電話 082-221-0600 メール info@h-aaa.jp

第39回建築士事務所全国大会(茨城大会)レポート

～ 何もない(?)茨城で感じたこと ～

専務理事 河原直己

専務理事の河原です。今年、初めて参加した全国大会のレポートをします。今年度の大会は10月16日(金)、茨城県水戸市県民文化センターで約1,600人の来場者のもと盛大に開催されました。大会テーマは、東日本大震災からの復興を願い「復興の歓び」、スローガンは「彰往考来のところに学ぶ」です。「彰往考来」とは、過去を明らかにして未来を考えるという意味です。「我々建築士は建築の設計という生業を通じ、語り継がれる仕事をできることを誇り感じなければならない」という茨城会の強い意志が込められています。

大会には広島会からは小西会長をはじめ18人が参加しました。広島を早朝に出発し、水戸市に到着したのが昼過ぎ。到着した水戸駅には全国大会のバナーがいたるところに掲げられ歓迎ムードいっぱいでした。また、会場入り口では、艶やかな和服姿の梅大使(梅むすめ)の歓迎を受け会場入り。

式典プログラムの最初は「弘道館の震災復旧に携わって」と題した対談でスタートしました。水戸学の拠点としての歴史や東日本大震災での壊滅的被害からの復旧で苦労された話でした。地元の方々の弘道館に対する強い思い入れを感じました。また東日本大震災では東北3県がクローズアップされがちですが、茨城県も甚大な被害を受け復興の真最中であることを実感しました。

次に「人が集まる、しなやかな建築」と題して、古谷誠章氏と妹島和世氏の基調講演がありました。メイン式典では、冒頭、大内会長から挨拶があり、「大震災で多大な被害を受けた茨城において全国大会が開催されることは意義深い」「今回の建築士法改正について、実効性あるものにするためには、この1年の取り組みが非常に重要」、「DB方式やECI方式など新たな発注方式については議論を深めていく必要がある。」などと述べました。



《艶やかな着物姿の梅大使の歓迎》

地元首长さんの祝辞では、建築士事務所に対する期待を述べるとともに「茨城は何もないから・・・」と自虐ネタで会場の笑いを誘っていました。その後、日事連建築表彰式、年次功労者表彰式などがあり、最後に、再来年度29年度開催の和歌山会の挨拶で式典は幕を閉じました。震災復興や今秋の豪雨災害で多忙の中、茨城会をはじめとする茨城県、水戸市の皆さんありがとうございました。街を挙げての歓迎に感激しました。

大会終了後、広島会の懇親会を開催し、何もない(?)水戸の地で大いに盛り上がりました。

次の日は、北茨城市にある天心五浦(いづら)美術館と水戸市の弘道館を訪ねました。天心五浦美術館は、内藤廣建築設計事務所の設計で、明治初期に美術の普及に尽力した初代東京芸術大学長の岡倉天心を記念して建てられたものです。太平洋沿いの崖上に建つ施設で、景観に配慮した外観や

建築屋根トラスにPCを使用した内部大空間に特徴がある素朴で落ち着いた建築でした。

次に訪れた弘道館は、偕楽園などとともに教育遺産として日本遺産に今年認定されました。質素を旨とし建設された建築ですが、玄関に掲げた額に書かれた「攘夷」の文字には、幕末攘夷思想の拠点としての覚悟や凄みを感じました。

以上で私の大会レポートを終わります。地元の人たちから「茨城は何もない」「偕楽園も梅以外は何もない」「美人もいない」と散々脅かされましたが、初めての全国大会参加、初めての茨城は私にとっては、とても新鮮で、また得るべきことがたくさんありました。特に、時々垣間見えた茨城のピュアな精神性は、何にも替え難い茨城の魅力であると感じました。

最後になりましたが、参加いただいた協会員の皆様、ありがとうございました。



《何もない(?)水戸の夜の大盛り上がり》

＜月 間 行 事＞

平成27年10月 1 日～平成27年10月31日

- | | | |
|-------------|---|-----------|
| ○ 10月 1 日 | 木造建築物設計のための木構造基礎講座(第 2 回) | 23名出席 |
| ○ 10月 1 日 | 技術委員会小委員会
・こだわりの住まい展について | |
| ○ 10月 5 日 | 住生活月間実行委員会
於：自治会館 | 大木主任出席 |
| ○ 10月 7 日 | 賛助会員 P R セミナー
於：R C C 文化センター | 16名出席 |
| ○ 10月 7 日 | 広島県消費生活課 建築相談
於：広島県庁 | 益本指導委員出席 |
| ○ 10月 8 日 | 賛助会員ビジネス交流会 | 25名出席 |
| ○ 10月10日 | 第17回 岸田文雄「新政治経済塾」
於：リーガロイヤルホテル広島 小西会長・豊田政研会長・河原専務理事出席 | |
| ○ 10月11日 | 建築物耐震診断等評価委員会 | |
| ○ 10月13日 | 木造建築物設計のための木構造基礎講座(第 3 回) | 22名出席 |
| ○ 10月16日 | 第39回建築士事務所全国大会(茨木大会)
於：茨城県立県民文化センター | 18名参加 |
| ○ 10月17・18日 | ひろしま住生活月間 住まいの情報プラザ
於：紙屋町シャレオ
高田宏幸氏、佐伯博章氏、千原康弘氏、苗村淳子氏、川端順也氏、事務局大木主任参加 | |
| ○ 10月18日 | 広島市住宅相談 | 川西指導委員長出席 |
| ○ 10月20日 | 編集委員会
・会報11月号の編集について | |
| ○ 10月20日 | 編集委員会青年部会 | |
| ○ 10月21・22日 | 日事連中四国ブロック協議会・視察
於：ホテルメルパルク広島 | |
| | 日事連 大内会長、居谷専務理事、小西会長他42名参加 | |

- | | | |
|-------------|----------------------------|--------------|
| ○ 10月23日 | こだわりの住まい展実行委員会 | |
| ○ 10月24・25日 | 建築物耐震診断等評価委員会 | |
| ○ 10月26日 | 建築設備設計基準(平成27年版)講習会 (電気設備) | ((一社)公共建築協会) |
| | 於：広島商工会議所 | 36名参加 |
| ○ 10月27日 | 建築設備設計基準(平成27年版)講習会 (機械設備) | ((一社)公共建築協会) |
| | 於：広島商工会議所 | 47名参加 |
| ○ 10月29日 | 技術・賛助会員部会 合同委員会 | |
| | ・こだわりの住まい展について | |
| ○ 10月30日 | マンション計画修繕部会・住宅委員会 | |
| | ・こだわりの住まい展について | |

＜今後の行事予定＞

- | | |
|----------|--|
| ○ 11月4日 | 広島県との意見交換会
木造建築物設計のための木構造基礎講座(第4回)
広島県消費生活課 建築相談 |
| ○ 11月5日 | 建築工事安全施工技術指針・同解説講習会((一社)公共建築協会) |
| ○ 11月9日 | 広島市との意見交換会 |
| ○ 11月11日 | 管理建築士講習 |
| ○ 11月16日 | 地域理事会(芸南地区) |
| ○ 11月18日 | 第6回建築士事務所とつくるこだわりの住まい展 |
| ○ 11月25日 | 木造建築物設計のための木構造基礎講座(第5回) |
| ○ 11月26日 | 広島市住宅相談 |
| ○ 11月30日 | 「2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書」DVD講習会(広島商工会議所) |
| ○ 12月3日 | 日事連全国会長会議 |
| ○ 12月7日 | 「2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書」DVD講習会(福山市民参画センター) |
| ○ 12月8日 | 相談役会 |

(一社)広島県建築士事務所協会・(公社)日本建築家協会中国支部 合同ゴルフコンペ 第185回

(一社)広島県建築士事務所協会・(公社)日本建築家協会中国支部合同コンペ 第185回が、平成27年9月19日(土)に安芸カントリークラブで開催され、23名の参加がありました。

成績表は次のとおりです。

今回はゴルフ部会長の衣笠准一さんが優勝をされました。誠におめでとうございます。

次回も多くの方々にご参加いただければと思います。初参加の方も大歓迎です。

幹事：梅田 一成



ゴルフコンペの優勝者 衣笠さん



ゴルフコンペ集合写真

成 績 表

ネット 順位	氏 名	所 属	NET
1	衣 笠 准 一	(株)近代設計コンサルタント	73.6
2	荒 井 源三郎	(株) 広 栄 工 業 所	74.0
3	中 藤 秀 夫	光 和 物 産 (株)	74.0
4	松 田 卓 穂	オ リ ッ ク ス	74.2
5	瀧 内 義 之	(株) 広 島 三 友	74.4
6	平 田 康	飛 島 建 設 (株)	74.4
7	梅 田 一 成	梅 田 (株)	74.8
8	寺 本 勝 也	丸 五 基 礎 工 業 (株)	75.4
9	濱 本 俊 樹	(株)ティーエス・ハマモト	75.8
10	奥 山 光	日本ドアーチェック製造(株)	76.0
11	森 田 宗 平	大 和 リ ー ス (株)	76.4
12	長 崎 和 孝	(株) 長 崎 塗 装 店	76.6
13	豊 田 隆 雄	(株) K 構 造 研 究 所	77.6
14	福 田 浩	折 出 産 業 (株)	79.0
15	河 原 直 己	(一社)広島県建築士事務所協会	80.4
16	守 下 康 弘	(株)ストーンオフィス・モリシタ	81.0
17	森 本 浩 史	美 和 ロ ッ ク (株)	81.2
18	岩 本 憲 彦	旭 化 成 建 材 (株)	81.8
19	鈴 木 康 司	三 谷 セ キ サ ン (株)	84.0
20	伊 藤 智 宏	大 旗 連 合 建 築 設 計 (株)	84.0
21	権 随 繁 徳	(株) 広 栄 工 業 所	86.8
22	岡 田 文 夫	岡 田 建 築 設 計 事 務 所	111.0
23	松 岡 幹太郎	(株) 松 岡 製 作 所	NR



エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備



日本エレベーター協会会員

大成リフト製造株式会社

本社／広島市南区上東雲町19番2号 TEL (082) 284-0331(代)

FAX (082) 284-0370

(株)鹿島技研

営業責任者 藤井 信裕

営業担当者 平田 清治

[取り扱い工種]

鉄骨工事 (柱脚販売/施工代理店)

住 所 〒732-0048 広島市東区山根町24-20

(本部直通) TEL: 0948-62-2828 FAX: 0948-62-2877

U R L <http://kajima-g.ecgo.jp>

E-Mail kajima-is@earth.ocn.ne.jp



営業担当者 平田清治



露出型弾性固定柱脚工法

アイエス

ISベース

(財)日本建築センター認定/国土交通大臣認定

安い

早い

強い

株式
会社

ティーエス ハマモト



大規模修繕工事

調査 診断 設計 施工

ISO 9001:2008認証取得

〒731-0135 広島市安佐南区長束4丁目16番2号

TEL (082) 238-1511 FAX (082) 238-1513



BX
文化シャッター

止水するドア、誕生。

止水ドア

アクアード

(片開きスチールタイプ)

ビルや店舗・工場・マンション等の通風口に

近年多発するゲリラ豪雨による急な増水は予測不能で、日頃の備えが必要です。「アクアード」は一般のスチールドアと同じように開閉でき、漏水のおそれのある非常時には、簡単な操作で止水できる止水ドアです。

簡単操作で止水!

止水高さは3mまで!

軽い開閉操作!



止水グレモンを



止水位置にするだけ



ドア全体が水没する3mの増水があっても



室内側への漏水量は 20ℓ/(h・㎡)以下



軽量化を実現!



40mm

耐水圧強度を確保しながら、一般SD同等の軽い操作性と納まりを実現しました。

文化シャッター株式会社

本 社 〒113-8535

中四国支店 〒734-0013

ホームページ <http://www.bunka-s.co.jp/>

東京都文京区西片1丁目17-3 tel: 03-5844-7111

広島県広島市南区出島2-4-49 tel: 082-256-6700

年賀広告募集

平成27年11月

各 位

一般社団法人 広島県建築士事務所協会

会 長 小 西 郁 吉

編集委員長 戸 梶 好 喜

年賀広告掲載のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の事業推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会が毎月発行しております月刊「建築士事務所協会」誌は、会員はもとより広島県内の建築関係各方面に広くお届けするもので、建築界の近況を紹介すると同時に、建築設計監理業者の情報誌として親しまれております。

毎年1月号で掲載しております年賀広告は、ご協賛いただきました数多くの方々からご好評を承り、予期以上の成果をおさめております。

つきましては、今回も別記要領にて年賀広告を募集いたします。

ぜひ年賀広告の掲載に、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

年 賀 広 告 募 集 要 項	▶規 格	A 4 版 約15頁（1マスあたり縦7.8cm×横5.4cm）			
	▶発 行	平成28年1月号（1月8日頃発行予定）			
	▶掲 載 原 稿	たて書き、よこ書き自由 枠内に収まるようにお願い致します			
	▶掲 載 料	3,240円（消費税含む） 〔なお、掲載料は申込みと同時にのお払込み下さい。 掲載後お支払いの場合は、その旨申込書にお書き添え下さい。〕			
	▶支 払 方 法	銀行振込又は現金持参 〔振込先銀行・振込先 広島銀行 八丁堀支店 振込口座名・普通預金口座 1019274 （一社）広島県建築士事務所協会〕			
	▶申 込 方 法	所定の申込書に各々記入の上申込先へ （なお、担当者名も必ずご記入下さるようお願いします。）			
	▶申 込 締 切	12月11日（金）まで（記載原稿添付のこと）			
	▶申 込 先	一般社団法人 広島県建築士事務所協会 広島市中区八丁堀5-23 オガワビル2F TEL (082) 221-0600 FAX (082) 221-8400			
*備 考	編集方法ならびに掲載順序についてはご一任願います。				
平成 28 年 1 月 号 ・ 年 賀 広 告 掲 載 申 込 書	原 稿 記 入 欄				
		(名 称)		会員・会員外	
		(所 在 地)			
				(電 話)	
		(郵便番号)		(F A X)	
		(担 当 者)		課	(氏 名) 印
		(請 求 書) 要・不要		(支 払 い) 申込み後・掲載後	
		〈図案例()を使用〉 ※特殊な図案の場合は、事務局までご相談下さい。			

〈例1〉

恭賀新年

輝かしい新春を迎え
謹んで皆様のご多幸を
お祈り申し上げます

平成28年 元旦



〈例2〉

迎春

平成28年 元旦



〈例3〉

迎春

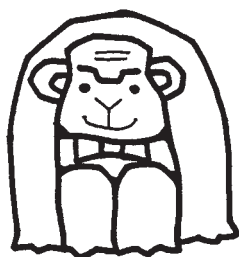
平成二十八年
元旦



〈例4〉

新春

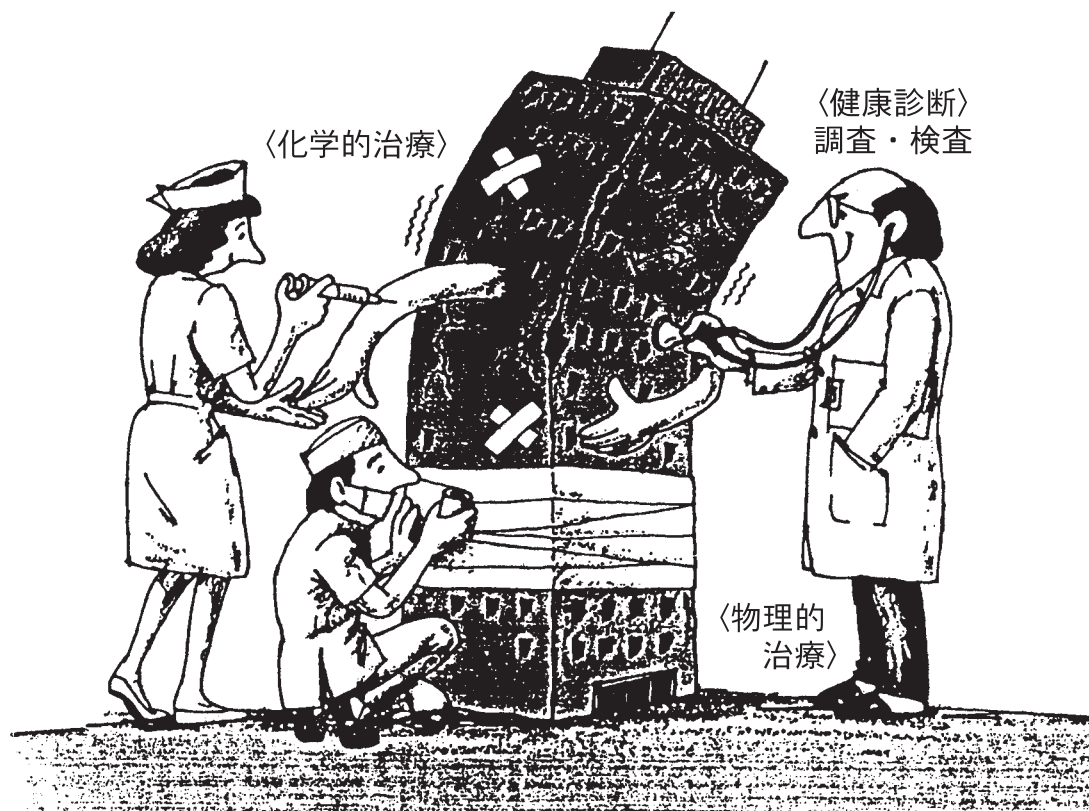
平成二十八年元旦





傷んだコンクリートをリフレッシュ
すぐれた技術・抜群の実績

リフリート工法



建物の調査と改修工事のご相談は
□ リフリート工業会 □

中国支部事務局 (082) 261-7191
(太平洋マテリアル(株) 中国支店内)

<http://www.refrete.com>

ア マ ノ 企 業 (株) ☎ 0849-33-4704

(株)カシワバラ・コーポレーション ☎ 0827-22-1266

(株) カ ネ キ ☎ 082-277-2371

(株)コンステック広島支店 ☎ 082-236-6333

三 共 化 学 工 業 (株) ☎ 082-295-8600

(株) サ ン ゼ オ ン ☎ 082-291-1631

東興ジオテック(株)広島支店 ☎ 082-497-4777

(株) 長 崎 塗 装 店 ☎ 082-291-0680

宮 本 塗 装 工 業 (株) ☎ 082-238-3511

(株) 愛 晃 ☎ 082-262-3110

～インターンシップへのいざない～

設計事務所で現場体験をしてみませんか

大旗連合建築設計㈱ 伊藤 智宏



当社は平成20年ごろからインターンシップ(オープンデスク)に取り組んでいます。導入した経緯は、広島工業大学さまからのご依頼で産学連携実習という形で始まりました。それ以後、毎年2名～3名程度ですが、8月の夏休み期間を中心にインターンシップを実施しています。

実績としては、H20年～H27年まで延べ18名に参加いただきました。学校は、広島工業大学、広島大学、近畿大学、広島国際大学、九州工業大学で、学年は大学2年生から大学院生までの男女問わず幅広い層の学生に来ていただきました。

当社の受け入れ体制としましては、学生1名に対し、なるべく同じ大学OBやOGの担当者を任命し、社内の業務状況を踏まえながらその都度プログラムを策定します。期間が長い人で1ヶ月、短い人で1週間ありますので、その期間の中で、模型作成、工事中の現場見学、CADによる展開図・天井伏図作成、構造計算(準備計算)、荷重算出、耐震診断現地調査などを行っていただいています。

工事中の現場、設計している物件もその都度違いますし、プロポーザル等で模型づくりに忙しい時があれば、実施設計で忙しい時もあり、学生ごとにプログラムが異なっています。インターンシップは、単位取得が目的の場合もありますが、最近では特に職業体験の側面が重要視されているように感じておりますので、できるだけ色々なことを経験できるように注意してプログラムを作成しています。ほかにもタイミングが合えば会社のイベント(花見や納涼会)にも参加いただき、会社の雰囲気慣れていただくよう努めています。



(作成してもらった模型です。)

また、受入れ条件ですが、アルバイトではありませんので、基本的には交通費、日当等の支給はありません。しかしながら、それではあまりにも可哀そうなので、昼食代見合いを支給しています。そして見事インターンシップをやり遂げた学生には、その期間に応じて建築に関わる書籍をプレゼントします。本は学生の方に選んでもらうのですが、高価で踏ん切りがつかなくて買えなかったものを買えたとか、卒論のための本を買ったとか皆さんに喜んでいただいています。

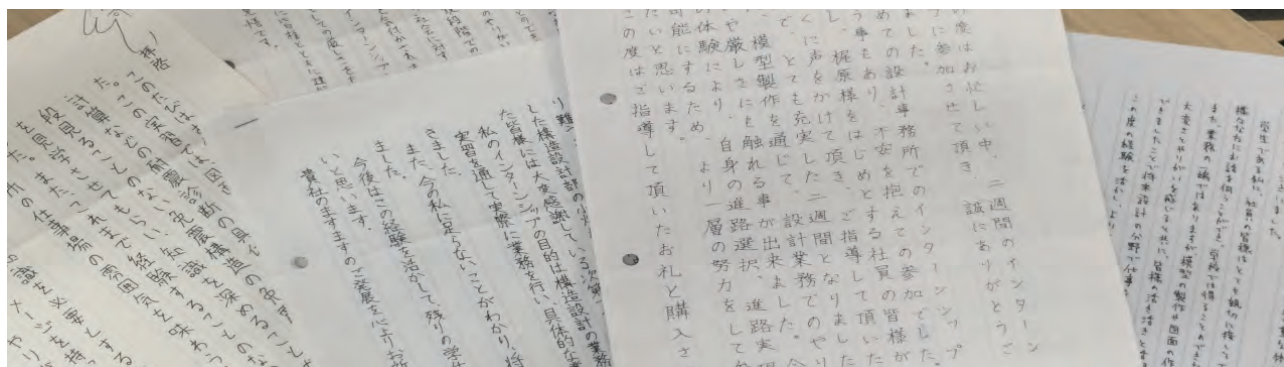
このインターンシップを行うことのメリットは、まず一つに学生の方々から元気をもたらえることが挙げられると思います。若手社員は疑似先輩体験ができますし、中堅以降の社員は学生の姿をみて、若いころ抱いていた建築への情熱を思い出しているのではないかと思います。他にもいろいろありますが、単純にいつもと違う人(学生)が会社にいるだけで活気がでます。

もう一つのメリットとしては、設計事務所の仕事や当社への理解が深まり、雇用のミスマッチを防ぐことができることです。当社の最近の新卒社員は、皆インターンシップを経ており、当社の雰囲気や業務の状況など十分に理解して入社しています。過度な期待や不安を防ぐことによって、最初からスッと当社に馴染むことができているように感じますし、受け入れる側もインターンシップの時から交流があり、人となりがわかっているので安心です。1週間以上会社に来てもらえれば、面接を何回も繰り返すよりも学生のことがよくわかると思いますし、インターンシップ中にあの学生は見どころがあるから、スカウトしようなどの声が社員から挙がることも稀にあります。

いいことづくめのインターンシップですが、色々課題もあります。まず一つ目は、プログラムの改善です。学生の方にインターンシップの期間をさらに有意義に過ごしてもらうために、まだまだ工夫しなければならないと感じています。その一方で受け入れる側も通常業務との兼ね合いがありますので、どのようにしたら負担感なく、学生の方に充実したプログラムが提供できるか、演習課題を提供したほうがよいのか、現場見学を増やした方がよいのか、社員と学生の方の両方の意見も聞きながら改善していかなければならないと思います。

二つ目はインターンシップを実施しているということの認知度のUPです。これは当社が大学にアピールするのはもちろん、設計事務所業界として取り組むべきではないかと思います。少子化が進む中、優秀な学生は会社間だけではなく産業間で奪い合っています。建築業界の中ではハウスメーカーの方やゼネコンの方々なども学生の採用という面ではライバルです。そのため、学生の方に設計の仕事に興味をもってもらい、設計事務所の実態をよく知ったうえで就職できる環境を業界として整備することが大切なのではないかと思います。インターンシップを通じて、業界の皆さんが学生を広く受け入れていけば、設計事務所に就職するにはインターンシップに参加をするのが当たり前で、その中で気に入った事務所に就職するという流れができるのではないかと思います。すでに、広島県型プロポーザルではインターンシップでの学生の参加を条件としたり、JIAでは、オープンデスクの登録募集があったりと一部では進んでいるように思います。

学生の方にとっても、企業にとってもプラスの要素が多いと感じておりますので、インターンシップは改良をしながら今後も続けてまいりたいと考えております。単位の取得や就職活動などその目的は人それぞれではありますが、設計事務所がどんなところなのかは来てみればよくわかります。この記事を見て是非参加してみたいと思った学生のみなさん、学生を参加させたいとお考えの先生方、学年は問わないので当社までご連絡ください。お待ちしております！



インターンシップに来られた学生からのお礼状です。(励みになります！)

被災建築物 応急危険度判定士 講習会

広島県知事指定特別講習
平成27年度

●建築関連CPD：3単位



この講習会は、告示に基づき広島県知事が指定する講習会です。応急危険度判定士とは、被災建築物による2次災害を防止するために危険度判定作業を行なうことができる資格者です。建築士としての社会的使命から、判定作業に自発的に参加される意志のある方の受講をお勧めします。



新たに応急危険度判定士に登録される方のための講習会です。**資格更新のための講習会ではありません。**ご注意ください。

日 時：平成27年12月10日（木） 12：30～16：00

会 場：広島県情報プラザ 地下「多目的ホール」（広島市中区千田町3-7-47）

定 員：150名（定員になり次第締切）

受講料：4,000円（税込）

●申込方法

①受講料4,000円を下記指定口座に入金

②裏面の受講申込書に金融機関発行の払込金受領書のコピーを貼付して、FAX

◆振込先 ※口座番号をよくご確認ください

広島銀行 大手町支店 普通 3277763

（口座名）公益社団法人広島県建築士会

*振込手数料等はご負担願います。

*納入された受講料の払戻しは致しません。

ただし、定員に達した後に入金された場合の受講料はお返しします。

*受講票は発行しません。直接、会場へお越し下さい。

講習会当日に持参していただくもの （認定申請に必要なもの）

判定士の資格を得るにはこの講習会を受講後、広島県への認定申請手続きが必要になります。

講習後、ただちに認定申請手続きを行いますので、右記の準備物を持参して下さい。

①認定申請書

（広島県建築士会HPからダウンロードして下さい。）

②建築士免許証のコピー

③広島県に在住又は在勤していることを証する書類

（住民票・運転免許証・身分証明書等のコピー）

④カラー証明写真（縦3.5cm×横2.5cm）2枚

（写真裏面に名前記入。1枚は認定申請書へ貼付、1枚は小封筒内へ。）

★「被災建築物応急危険度判定士」への認定申請（新規）は、次の全てが満たされていることが条件です。

- ① 建築士法に規定する1級・2級・木造建築士であること。
- ② 広島県に在住又は在勤していること。
- ③ 広島県知事が指定する講習会（この講習会）を修了していること。

申込・問合せ先：（公社）広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F
TEL：082-244-6830代 FAX：082-244-3840 e-mail：info@k-hiroshima.or.jp

(公社)広島県建築士会 行
FAX: 082-244-3840

◎27年度 応急危険度判定士講習会 受講申込書

No. _____

ふりがな 氏 名		生年 月日		西 暦 19 年 月 日					
自 宅	住 所	〒							
	TEL								
	FAX								
勤 務 先	名 称								
	住 所	〒							
	TEL								
	FAX								
建築士登録番号		一級 号	二級 (県) 号	木造 (県) 号					
会員区別		会 員 () 支部 ・ 一 般							
□CPD登録について 建築士会CPD制度、建築CPD情報提供制度、J A等のCPDにご参加の方は、必ず下記にご記入下さい。未記入の場合は単位登録ができません。 ★建築士会CPD制度に参加の方はCPD登録番号を書いて下さい。 CPD登録番号 <u>340000</u> ★建築士会以外のCPD制度に参加の方は建築士の登録番号を書いて下さい。 <table border="1"><tr><td>建築士 登録番号</td><td>一級 号</td><td>二級 (県) 号</td><td>木造 (県) 号</td></tr></table> ※ご記入頂いた個人情報は、(公社)広島県建築士会主催の説明会、講演会等の案内、資料送付の為に使用させていただきます。 個人情報については、(公社)広島県建築士会が責任をもって管理致します。						建築士 登録番号	一級 号	二級 (県) 号	木造 (県) 号
建築士 登録番号	一級 号	二級 (県) 号	木造 (県) 号						
払込受領書 (ATM利用明細書) 貼付欄									

「建築三会による建築士・建築士事務所のための改正建築士法講習会」で出された質問と回答

平成27年5月1日～6月24日に開催された「建築三会による建築士・建築士事務所のための改正建築士法講習会」の質問票により出された質問について質問と回答を以下に掲載いたします。なお、同様の質問はまとめ、質問の趣旨が不明な質問等、回答が困難な場合は、回答しておりませんのでご了承下さいようお願いいたします。

【書面による契約締結の義務化の対象となるのは？】

No	Q	A
1	延べ面積300㎡以下の建築物2棟(別々の敷地)の設計業務を一つの契約で受託する場合に、2棟の合計面積が300㎡を超える場合は書面による契約の対象となりますか？	書面による契約締結の対象は、1棟ごとの建築物の延べ面積で判断します。1棟の延べ面積が300㎡以下であれば書面による契約締結の対象とはなりません。
2	再委託業務を受託した建築士事務所が、その受託業務の一部を再委託する場合(再々委託する場合)、士法第22条の3の3による書面による契約の対象となりますか？	再委託業務を受託した建築士事務所とその受託業務の一部を再委託する建築士事務所(再々委託先)との間で書面による契約を締結する必要があります。
3	施工業者が建築主と設計・施工一括契約をする場合、外注で設計を行う建築士事務所は建築主に対して書面による契約を行わなければいけませんか？	施工業者が建築士事務所の登録を行っていれば、延べ面積300㎡超の建築物の設計又は工事監理業務については、施工業者が建築主と書面による契約を行わなければなりません。さらに、施工業者が設計を建築士事務所に委託する場合、受託者である建築士事務所は委託者の施工業者と書面による契約を行う必要があります。 施工業者が建築士事務所の登録を行っていない場合は、施工業者は建築主と設計の契約は出来ません(無登録業務に該当する)ので、設計を行う建築士事務所が直接建築主と書面による契約を行う必要があります。
4	士法第22条の3の2における「設計及び工事監理」の設計とは実施設計のことですか？ 基本設計も含まれますか？	基本設計も設計に含まれます。
5	リフォーム工事は、工事内容が増築、改築、大規模修繕又は大規模模様替えに該当しなければ、書面による契約義務の対象にならないと考えてよいですか？	書面による契約の対象となるのは、延べ面積300㎡超の建築物の新築と増築、改築、大規模修繕もしくは大規模模様替えに係る設計又は工事監理を契約する場合となります。リフォーム工事が増築、改築、大規模修繕、大規模模様替えに該当しない場合には、書面による契約の対象とはなりません。
6	空調設備の模様替え工事または修繕工事のみを行う場合には、書面による契約の義務化の対象となりますか？	空調設備は建築物の主要構造部ではないことから、「空調設備の修繕工事又は模様替工事」は建築基準法上の「大規模の修繕又は大規模の模様替」に該当しないため、その延べ面積にかかわらず、建築士法第22条の3の3(書面による契約)の対象となりません。
7	建築設計と設備設計が分離で発注された改修工事の設計受託契約において、設備設計の内容が空調換気設備機器の更新(機器の取替え工事)だけの場合、書面による契約の義務化の対象外と判断してよいですか？	改修工事全体が建築基準法上の大規模の修繕もしくは大規模の模様替えに該当するのであれば、当該修繕もしくは模様替えに係る部分の面積が300㎡超の場合、書面による契約の規定の対象となります。
8	延べ面積300㎡超の建築物の積算業務のみを委託する場合、書面による契約の義務化の対象となりますか？	委託する業務が積算業務のみであり、設計・工事監理業務が含まれていなければ書面による契約の義務化の対象とはなりません。
9	建築物のボリュームを検討するための調査・企画業務は、書面による契約の義務化の対象になるのですか？ また、この場合に作成するボリューム検討図は設計図書には該当しないと考えてよいですか？	建築士法第2条第6項に定めのあるとおり、「設計」とは「その者の責任において設計図書を作成することを行う」となっており、同項の規定により、「設計図書」とは「建築物の建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書」をいいます。つまり、当該「ボリューム検討図」が建築工事の実施のために必要な図面と言えるのであれば、設計に該当し、書面による契約締結の対象となります。

10	延べ面積300㎡超の建築物の設計時に建築士事務所から地質調査会社へボーリング調査を委託する場合、書面による契約の義務化の対象となりますか？	地質調査は設計・工事監理業務ではありませんので、書面による契約の義務化の対象外です。
11	第22条の3の2及び第22条の3の3に該当する新築以外の設計(増築、改築、大規模修繕、大規模模様替え)とは、建築基準法6条1項で規定する建築確認申請を伴う設計の場合でしょうか？ 建築確認申請の有無にかかわらず対象になるのでしょうか？	第22条の3の3による書面による契約の義務の対象は、延面積300㎡超の建築物の新築、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替の工事に係る設計又は工事監理の契約が対象であり、建築確認申請の必要性の有無とは関係なく該当する場合は対象になります。
12	延べ面積300㎡超の建築物の用途変更のための業務は書面による契約の義務化の対象になりますか？	用途変更の届出事務のみであれば書面による契約の義務化の対象とはなりませんが、用途変更に伴う増築、改築、大規模修繕、大規模模様替等の建築工事を行うための設計又は工事監理業務もあわせて受託する場合には書面による契約の義務化の対象になります。
13	建築士事務所が延べ面積300㎡超の新築工事にかかる設備設計の一部を建築士事務所登録をしていない設備設計事務所に再委託する場合は、書面による契約の義務化の対象になりますか？	「建築物」とは、建築設備を含むものであることから、建築設備に関する建築工事の実施のための必要な図面及び仕様書を、その者の責任において作成するのであれば、建築士法上の「設計」業務にあたり、他人の求めに応じ報酬を得て「設計」の業務を行うのであれば建築士事務所登録が必要となります。建築士事務所登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て設計を行うと、建築士法第23条の10に規定される「無登録業務」とみなされ、罰則が適用されます。「設計」にあたらない業務を委託する場合は、建築設備士に意見を聴く業務又はその他業務(いわゆる設計補助業務)だけであり、これらは書面による契約の義務化の対象ではありません。
14	設計の対象が建築物でない場合は、法22条の3の3の適用範囲外と考えてよいですか？	書面による契約の義務化の対象となるのは、建築基準法に規定する建築物の設計又は工事監理業務です。
15	構造設計一級建築士が行う構造設計(ルート3)の法適合確認(法第20条の2第2項)のみを受託する場合、第24条の7、第24条の8、第22条の3の3の対象になりますか？	法第21条では法適合確認は「設計」に含まれることとされていますので、それぞれの要件が該当する場合は、第24条の7、第24条の8、第22条の3の3は適用の対象となります。
16	設計業務のどの段階から書面による契約の義務化の対象となるのですか？	建築士法上の「設計」にあたる業務について、書面による契約の義務化の対象となります。法令では契約の締結時期は規定していませんが、契約に基づいて業務を行うべきであり、遅くとも設計業務完了までには書面による契約が締結されている必要があります。
17	「設計受託契約等のポイント」P.6(f)の「受託した設計又は工事監理業務に伴う補助業務」とは何を指しているのですか？	CADオペレーターによる作図業務やパース、模型等の制作などの建築士法に規定する設計には該当しないが設計に付随する補助業務を指します。
18	親会社から発注される建築設計業務の業務を子会社の建築士事務所が受託する場合、第24条の7、第24条の8、第22条の3の3は該当しますか？	発注者と建築士事務所が別々の法人である場合には、所定の要件が該当する場合は、第24条の7、第24条の8、第22条の3の3は適用の対象となります。

【耐震診断・耐震改修については？】

No	Q	A
19	耐震診断業務・耐震改修設計業務の受託は、書面による契約の義務化の対象になりますか？	耐震診断に限って行われる業務については設計業務ではないため、300㎡を超える建物にあっても、書面契約の義務化の対象とはなりません。耐震改修設計業務については、法第22条の3の3第3項により、耐震改修が増築、改築、大規模修繕、大規模模様替に該当し、その部分が300㎡を超えるかどうか法適用の判断となります。

【契約書面について】

No	Q	A
20	契約書の原本を受託者が保有し、写しを委託者が保有する旨を契約書に記載して契約委託してもよいですか？	士法第22条の3の3では、契約の当事者が署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないとしています。署名又は押印につきましてはコピーは認められません。
21	押印に用いる印に規定はありますか？	士法第22条の3の3では、印の種別等は規定されていません。
22	契約者は開設者の指名した建築士ではないいけませんか？	建築士事務所の契約当事者は、開設者又は開設者から(法人の場合は法人から)契約に関する責任と権限を付与されている者に限ります。
23	法22条の3の3の書面による契約の義務化に関連して、注文書・請書方式の記名押印は、注文書は委託者のみ、請書は受託者のみで行っていますが、士法改正後も問題ないですか？	注文書・請書の双方に法令で規定された事項が全て同一内容で記載されていれば、記名押印は設問のとおりでよいとされています。
24	基本契約書を交わしたうえで、業務ごとに「注文書・請書」で契約している場合も、その注文書・請書それぞれに、法令で規定された事項を記載あるいは別添しないと違法になりますか？	「基本契約書」+「注文書・請書」のセットで必要事項が記載されていれば問題ありません。
25	基本契約書を交わしたうえで、電子システム取引により注文書を受領するだけの契約をしている施主についても、注文書に法令で規定された事項を記載あるいは別添しないと違法になりますか？	同上。なお、書面の交付を電子的方法で行う場合、建築士法第22条の3の3第4項に定めのあるとおり、第20条第4項に規定する方法によることになります。
26	構造設計業務の全てではなく、一部を協力事務所へ委託し、その部分のチェックを元請の建築士事務所が行う場合、再委託先として契約書面に記載する必要がありますか？	一部であっても設計業務を他の建築士事務所に委託する場合には、その「設計」業務がその者の責任において設計図書を作成する業務と言えるのであれば、再委託先として契約書面に記載する必要があります。
27	設計費用が施工費全体の諸経費に含まれる設計・施工一括契約の場合、契約書に記載する設計の業務報酬の金額はどのように記載すればよいですか？	設計費用が施工費全体の諸経費に含まれる場合であっても、契約書面への設計の業務報酬の額は記載する必要があります。
28	ターンキー方式で機器の据え付け工事を含む契約の場合、建築設計料が明確ではありませんが、契約書の記載はどうすればよいですか？	設問のプラント機器の据え付け工事を含む契約に、建築物の設計及び工事監理が含まれている場合であれば、設問No27と同じ。 契約内容が、機械基礎の設計・施工と据え付け工事の場合は、士法の書面による契約の義務化の対象外です。
29	作成する成果物等について、「意匠図一式」と記載し、提出書類の内容を変更した場合に契約変更の必要がないようにしても問題ありませんか？	作成する設計図書の種類は、どのような種類の図面等を作成するのかの概要がわかる程度の記載が必要です。変更契約の手続きを避けるため故意に略した表記は法律の意図に合致しません。

30	契約内容を変更した場合、変更の書面は竣工前にまとめて出してもよいですか？	法律では、「変更するときは、…」と規定しています。竣工前にまとめて変更の契約手続きを行うことは、法律の意図に合致しているとはいえません。
31	契約時、基本設計時、実施設計時、完了時の4段階に分けて設計料をもらう契約をし、基本設計がほぼ完了したときに図面の再作成、再提出になった場合、再度契約をするべきですか。当初の契約で追加分を請求できますか？	建築士法上、再契約の定義・対象については規定がありませんので、当事者間で当初の契約を改めるかどうかを決めることになります。なお、追加分を請求できるかどうか当事者間での決定となります。なお、基本設計の期限が過ぎている等、当初の契約書から逸脱してしまった場合は、逆に損害賠償の対象となる可能性もあります。
32	建築士事務所と公共団体等の契約の内容変更のうち、再委託先の追加があった場合も、変更書面への記名・押印は原契約と同じ記名・押印が必要ですか？	契約内容を変更するときの、書面の相互交付における契約当事者（署名又は記名・押印）は、原契約の契約当事者（署名又は記名・押印）と同じであることが原則です。

【設計施工一括の場合】

No	Q	A
33	設計、施工一括の契約の場合、工事請負契約書とは別に設計の契約書を作成する必要がありますか？	工事請負契約書のなかに法第22条の3の3に規定されている契約書面に記載しなければならない事項がすべて記載されており、署名又は記名押印をして相互に交付されるのであれば、設計の契約書を別に作成する必要はありません。
34	設計・施工一括契約の場合、設計完了後の工事請負契約時に設計契約をしても問題ないですか？	法令上、契約の時期は規定されていませんが、契約に基づいて業務を行うべきであり、業務が終了してから契約することは法律の意図に合致していません。

【公共工事の場合は？】

No	Q	A
35	法第22条の3の3の規定による書面による契約において、公共工事の場合、契約書の書式が委託者（地方自治体等）に依存するため、土法改正に沿った内容での書面の交付はどのように対応すればよいですか。	地方公共団体と建築士事務所との間の設計又は工事監理契約においても、法第22条の3の3の規定を満たす契約締結が必要になります。改正建築士法施行後は、事前に十分確認することが必要です。
36	官庁（設計課、営繕課のない役場）の設計及び工事監理の場合、契約書面はいつ頃提出すればよいですか？	発注官庁の指示に従えばよいと思われます。
37	建築主が都道府県等である場合も、重要事項説明及び書面による契約等は必要ですか？	発注自治体が「建築主」になる場合には、重要事項説明、書面による契約が必要となります。都道府県の担当課等に所属する建築士が「設計者」となるような場合には、重要事項説明は不要です。（平成20年11月28日国住指第3465号及び平成21年12月10日国住指第3447号参照）
38	業務報酬の努力義務化が施行されると、入札により設計業務を発注している官庁の場合、低価格入札が続いて予定価格が下がる懸念がありませんか？	この規定は、告示による業務報酬算定基準に準拠した契約金額で契約することの努力を求めているもので、契約金額はあくまで当事者双方が合意した金額になります。この規定の施行と予定価格が下がることには、直接的な因果関係はないと考えます。

【一括再委託に該当する場合は？】

No	Q	A
39	受託した設計業務のうち、基本設計段階の図面作成及び工事費の積算を自社で行い、実施設計段階の図面の作成を全て再委託する場合、一括再委託に該当するのでしょうか？	基本設計段階の設計業務を自社の建築士が行うのであれば、一括再委託には該当しません。
40	設計、監理、工事施工を受託した場合、受託者Aは基本設計及び意匠の業務を行い、事務所Bに確認申請と意匠の一部、事務所Cに構造の業務、事務所Dに設備の業務を依頼した場合、一括再委託に該当しますか。	受託者Aが基本設計及び意匠設計を行うのであれば、設計の一括再委託には該当しません。
41	設計・施工で工事を受注する場合、申請業務のみを行い、設計業務の意匠、構造、設備を全て外注に依頼すると一括再委託になりますか。	意匠、構造、設備の設計をすべて再委託する場合は、設計の一括再委託に該当します。
42	建設会社が延べ面積300㎡超の建築物の設計・施工一括契約をする場合、設計業務を全て他の建築士事務所に再委託して、施工と工事監理を自社で行ってもよいのですか？	設計業務、工事監理業務、工事施工はそれぞれ別の業務であるため、設計業務をすべて再委託するのであれば、設計の一括再委託に該当します。
43	建築士事務所Aが統括業務と意匠設計の一部を行い、その他の意匠設計業務及び構造、設備の業務を1カ所の建築士事務所に再委託した場合は、一括再委託には該当しますか？	建築士事務所Aが意匠設計の一部を行うのであれば一括再委託には該当しません。
44	建築士事務所Aは設備設計を行い、建築士事務所Bに意匠設計業務、建築士事務所Cに構造設計業務を依頼した場合、一括再委託に該当しますか？	建築士事務所Aが設備設計を行うのであれば、一括再委託には該当しません。
45	建築士事務所に所属していない建築士に業務委託して、受託設計事務所が監修する場合、一括再委託に該当しますか？	建築士が他人の求めに応じ報酬を得て設計等の業務を行うときには建築士事務所の登録が必要となります。建築士事務所に所属していない建築士は他人から設計等の業務委託を請けることはできません。(土法第23条の10)
46	「設計受託契約等のポイント」P.6の表において、(d)は(a)又は(c)にかかわるものとされています。法24条の3では新築工事に係るものに限ると記載されており、(d)の業務で(c)内容の場合、一括再委託の禁止は適用外になるのではないですか？	ご指摘のとおり、一括再委託の禁止は、新築工事の場合に限ります。お詫びして訂正いたします。
47	「設計受託契約等のポイント」P.78のQ09について、設計施工一括契約で受注している工務店の確認申請手続きの代行をする場合、再委託契約をするようにとあるが、そもそも一括再委託は禁止されているのではないですか？	ご指摘のとおり、工務店が設計業務を一部でも行わないのであれば一括再委託に該当します。

【重要事項説明について】

No	Q	A
48	延べ面積300㎡以下の新築工事又はリフォーム工事の設計契約の場合、重要事項説明は必要ですか？	建築士事務所が設計又は工事監理の契約を行おうとする場合には、延べ面積等の規模や新築、リフォーム等の工事内容にかかわらず契約の前にあらかじめ重要事項説明を行うことが義務づけられています。
49	第24条の7に基づく、重要事項説明書は、事前に契約相手方の承諾を得ていれば、工事請負契約書と一緒にとじ込んでも問題ないですか？	士法第24条の7の重要事項説明は、契約を締結するか否かを判断するために必要な情報を提供する目的で契約の前にあらかじめ書面を交付して契約内容について説明することを義務付けています。重要事項説明書は説明時に建築主に交付して説明する必要があるため、設問のような方法では、意図した目的から逸脱する恐れがあります。
50	設計施工一括契約における重要事項説明書の中の「報酬の額及び支払の時期」の記載について、工事請負金額が決まっており、そのうちの設計費用が決まっていなかった場合と決まっている場合、それぞれの場合において、報酬の額はいくらを記入すればよいですか？	設計費用が決まっていなかった場合においても重要事項説明ではおおよその予定金額（見積もり額）を記載する必要があります。設計費用が決まっている場合にはその金額を記載します。
51	契約内容が修繕工事の場合でも重要事項説明は必要ですか？	契約内容が修繕工事であっても、その業務内容に建築士法に規定する設計又は工事監理の業務が含まれている場合には、契約前に重要事項説明を行う必要があります。修繕工事の施工のみを請負う契約内容であれば、重要事項説明は不要です。
52	設計施工の建築工事を請負う事業者が、設計合意書＋設計施工契約書の2段階で契約を取り交わす場合において、重要事項説明を行わなければならないのは、設計合意書の取り交わしの前ですか？ 設計施工契約書の取り交わしの前ですか？	設計合意書の取り交わしが建築士法に定義する設計受託契約に該当する場合（講習会テキスト「設計受託契約等のポイント」P16に紹介する書式の場合）には、重要事項説明は、設計合意書取り交わしの前にあらかじめ行う必要があります。この場合、設計及び工事監理契約の内容について説明する方法と設計契約の内容の説明だけ行い工事監理契約の内容の説明は設計施工契約書の取り交わしの前に行う2通りの方法が考えられます。

【罰則・処分等について】

No	Q	A
53	法22条3の3による書面による契約をしなかった場合、罰則・処分等は誰に課せられるのですか。	書面の相互交付について罰則規定はありませんが、相手に書面を交付しなかった場合、建築士事務所の開設者は監督処分の対象となります。また、事務所の開設者が建築士の場合は、建築士としての懲戒処分の対象にもなります。
54	設計業務報酬について、設計完了後に工事請負契約を締結し、この時に設計業務報酬を決定して、業務委託契約書を交わす場合、罰則の対象になりますか。	法令では契約の締結時期は規定していませんが契約に基づいて業務を行うべきであり、遅くとも設計業務完了までには書面による契約が締結されている必要があります。契約時期が遅れたために委託者(消費者)に不利益が生じた場合等は、不誠実行為として、かかわった建築士の懲戒処分の対象になる可能性があります。
55	一括再委託の禁止について、違反した場合に処分の対象になるのは誰ですか？	一括再委託を行った建築士事務所の開設者が監督処分の対象となります。また開設者が建築士の場合は懲戒処分の対象となります。
56	建築士事務所Aが受託した新築工事の設計監理業務において、構造設計の再委託先の建築士事務所Bが一括再委託を行った場合、建築士事務所Aも監督処分の対象となりますか？	監督処分の対象となるのは一括再委託を行った建築士事務所Bの開設者です。建築士事務所Aは、建築士事務所Bから提出される書面(第24条の8)により、再委託計画の有無や従事する建築士等について確認し、書面に記載された内容で再委託業務が行われることを管理する責任があります。これらの管理が不十分な場合には、建築士事務所Aの建築士が懲戒処分の対象になる可能性があります。

【その他】

No	Q	A
57	法24条の7の重要事項説明を行う「建築主」と法22条の3の3及び法24条の8の書面についての「委託者」の区別は何ですか？	法24条の7における「建築主」とは、建築基準法第2条第16号に定義する建築主を指し、他方、法22条の3の3及び法24条の8における「委託者」とは、建築主に限らず業務の委託者を指し、再委託業務における元請の建築士事務所も含まれます。従って、後者は再委託業務の契約にも適用される規定になっています。
58	設計の段階の欄に基本計画、基本設計がありますが、成果物のうち記名押印の対象となるのは、どのような設計図書ですか？	建築士が設計を行った場合には、設計図書に建築士の種別の表示と記名及び押印をしなければならないと規定されています(士法第20条第1項)。この場合の設計図書とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を指します(第2条第6項)。また、第20条第2項により交付する構造計算の証明書の様式にも建築士の記名押印が必要です。
59	設計業務を支店Aと支店Bとで協働して行う場合、支店Bを再委託先の事務所として考えることは妥当ですか？ その場合、同一開設者のため、書面による契約は不要ですか？	同一開設者の建築士事務所間の場合、再委託には当たりません。
60	工事完了後に発行する工事監理報告書(20条第3項)を建築主に交付する場合、延べ面積300㎡に係わらず全ての工事で交付しなければならないのですか？	工事監理報告書は、工事監理が終了したときに建築主への報告が義務づけられているものです。面積にかかわらずすべての工事監理業務が対象となります。

〈営業品目〉

杭打工事・サッシ工事・ALC工事／合板・新建材・住宅機器
合成樹脂原料・樹脂製品／IBM OA機器・システム開発
建設資材の総合商社



光和物産株式会社

広島支店／〒733-0001 広島市西区大芝2丁目10番23号
TEL (082) 230-1855(代) FAX (082) 230-1866

システムを売る建材の専門商社



広島支店
広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号
東部流通団地
Tel (082) 885-3411 Fax (082) 885-3400
本社／尾道 支店／尾道・福山
営業所／松山・三原・岡山・山陰・備北
山口・鳥取・東京

建設資材の総合販売及施工

杭地業：PHCパイプ(日本ヒューム・ジャパンパイプ・旭化成・日本コンクリート)
工法(HIFB・ハイパーメガ・EAZET・アットコラム他)：場所杭：杭引抜き

地盤改良：テノックス(テノコラム)・表層改良(エルマット)

外壁工事：旭化成(ヘーベル)・ノザワ(アスロック)・昭和電工(ラムダ)・IG工業(IGヴァンド)
各種サイディング

住設工事：ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック)
介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)

その他工事：人工木材ウッドデッキ・ルーバー(リフォジュール・エコロッカ・サニーデッキ)
特殊家具(オリバー・コクヨ・コトブキ)・エレベーター・太陽光発電

外構工事：フェンス・シェルター・門扉・自転車置場・インターロッキング・グレーチング・雨水貯留槽

矢作建設グループには全国で2500件以上の耐震補強実績があります。

事務所・集合住宅に最適な外付け耐震補強工法

CESRet (セスレット)

(財)日本建築防災協会 技術評価 建防災発第2684号

生活しながら工事が可能

外観が大きく変化しない

バルコニー撤去不要

狭小地での施工が可能



セスレットアウトフレーム 施工イメージ

ピタコラム工法協会

広島支店／〒732-0052 広島市東区光町2-13-20
TEL：082-264-6680 FAX：082-264-6683

SHINWA 新和印刷株式会社

〒733-0012 広島市西区中広町1丁目5番17号
TEL (082) 232-7773 FAX (082) 232-7774
Eメールアドレス：shinwa-print@m7.gyao.ne.jp



32th 呉建築セミナー

ふるまいのデザイン

建築家 中村 拓志 / HIROSHI NAKAMURA

とき／2015年12月2日(水)PM6:00～8:00

ところ／つばき会館4階音楽ホール

呉市中央 6丁目2-9 Tel 25-3593

入場無料



resume

1974 東京生まれ
神奈川県鎌倉市、石川県金沢市で少年時代を過ごす
1999 明治大学大学院理工学研究科博士前期課程修了
随研 随研建築都市設計事務所入所
2002 NAF 建築設計事務所を設立
works
狭山の森 礼拝堂 / Ribbon Chapel / Optical Glass House / 鶴 museum など

award

日本建築学会作品選奨 / 日本建築協会賞
日本建築協会優秀建築賞 / 日本建築協会新人賞
日本建築協会環境建築賞 賞状優秀賞 / 新建築
日本建築設計協会 ICD デザイン賞 大賞
GOOD DESIGN AWARD 金賞
ar+d Awards First Prize

■協賛

(株)アマノ/広島支店
(株)岡村製作所/広島支店

(株)ジェイ・イー・サポート
(株)ダイキアクセス

大光電機(株)
太陽工業(株)中国支店

(株)日立ビルシステム中国支社
広島ガス(株)

文化ジャッター(株)中国支店

呉市
呉市教育委員会

■主催

広島県建築士会呉地区支部
呉市中央 2丁目 5-28
TEL 0823-25-0230





2015 年 10 月吉日

第 32 回呉建築セミナー

演 題 : 「ふるまいのデザイン」

講 師 : 中村 拓志 氏 (NAP建築設計事務所主宰, 日本建築学会作品選奨・
日本建築家協会優秀建築賞 他受賞多数)

日 時 : 2015年 12月2日 (水) 18時~20時

会 場 : つばき会館 4階音楽ホール

定 員 : 200名

参加費 : 無料

申込み : 不要

主 催 : 広島県建築士会呉地区支部

問合せ先 広島県建築士会呉地区支部事務局 松田

電話 0823-25-0230 E-mail hksks90@yahoo.co.jp

CPD登録を希望される方

CPD登録を希望される方は、下記の情報を、電子メール (hksks90@yahoo.co.jp)
またはFAX (0823-25-0230) で、11月26日 (木) までに事務局へご連絡ください。

参加者氏名 (かた) : _____

CPD登録番号 : _____

建築士 登録番号	1 級 号	2 級 (県) 号	木造 (県) 号
-------------	--------------	------------------------	-----------------------



第125回

美和ロック株式会社広島営業所

畑 稔 大

ビールがあって本当によかったと思います。

今、24歳の私ですが、毎晩帰宅したのちの晩酌が欠かせません。

大学生活を機に、お酒を飲み、友人とわいわいすることが楽しくて仕方がないと気づき、そこから、ビールのおいしさが病みつきとなってしまいました。

そんな私も、大学時代はついつい飲みすぎてしまい、失敗したこともあります。

サークルの卒業コンパで、飲みすぎて、気づいたら実家の家の前で犬と寝ていたり、電車で眠ってしまい、広島から岡山まで行ってしまったりと、お酒を飲む楽しさの反面、お酒に飲まれるとやっかいなことになりかねないと感じました。

一番大変だった話では、サークルでの飲み会での話で、お酒に酔い、千鳥足になった友人がコンビニエンスストアで、備え付けの消火器に足が当たって倒れ、中身が噴出してしまったのです。

瞬く間に、店内が真っ白となり、目の前が見えない状態で、あたり一面粉だらけとなってしまいました。

お店を一時休業させてしまう事態となってしまう、大惨事となってしまいました。

当然、店内の商品も全部買い取りとなってしまう、結果的に学生保険が使えたため、お金はほとんどかからなかったようですが、大きな迷惑をかけることとなってしまいました。

学生だったので、なんとか許されたところもあり、大きく反省した思い出があります。

お酒は飲んでも、飲まれるなという言葉がありますが、本当にその通りだと思います。

お酒での失敗は、時に笑いごとでなくなる時があるので、ほどほどに楽しむということの大切さを学びました。

これからもお酒を飲む機会というのは、数多くありますが、飲み方には、十分注意してお酒ライフを楽しみたいと思います。



会員の皆様、「私とお酒」の投稿を随時募集しております。
協会（電話(082)221-0600）までお問い合わせください。

「私のお気に入り」は、協会ホームページ内 (<http://www.ha-aaa.jp>) の「京口門日記」にカラー版を掲載しております。



第57回

マラソン

プロフィール

得意分野：照明の調光制御

好きな作家：逢坂 剛

仕事をするにあたっての心がけ：確認を怠らない

好きな食べ物：焼肉

マラソン以外の趣味：映画（洋画のBDを1000以上所持）



大光電機(株) 伊 丹 仁 志

私の現在のお気に入りにはマラソンです。

きっかけは、今年の初めに岡山営業所の先輩から、4月に岡山中で西大寺マラソンという大会があり、10kmのチャレンジコースで走ってみたいかと誘われたのがきっかけです。

私としても運動不足を解消したいという思いもあり、参加することを決めました。

ランニングシューズなどを買揃え、仕事から帰宅して、週3日、2km程度走ることでの練習を開始したのですが、最初の2週間は日ごろ全く運動していないこともあり、日々筋肉痛でした。

しかし、大会に出て、歩くことなく完走する目標をかかげていたもので、心が折れることなく、こつこつと練習を重ねました。

その結果3週目には筋肉痛も消え、走る距離ものばせるようになりました。

3月ごろになると5km以上走っても、翌日に疲れが残らなくなりました。

そして大会当日を迎え、スタートしたのですが、日ごろの練習が仕事が終わってからだったため、夜に走ることが多く、日中の練習が少なかったため日差しが思った以上にきつかったことや、上り下りの坂の練習もあまりしていなかったため、かなり苦しいマラソンになりました。しかし歩くことなく約1時間で完走でき、練習した甲斐があったと実感しました。

私としてはその後も走り続けたいと思ったため、今度は11月に広島で開催される、ひろしま国際平和マラソンの10kmに目標を決めてマラソンを継続することにしました。

最近では週1回は平和公園前の会社から西区の自宅へ走って帰ったり、土日は日の高いうちに練習することも行っています。そのおかげか今年のはじめには74kgあった体重も65kgに減り、最近では体の調子もよくなっているような感覚になっています。

ただ仕事で着るスーツを春、冬用ともすべて買い替えることになりましたけどね。



会員の皆様、「私のお気に入り」の投稿を随時募集しております。
協会（電話（082）221-0600）までお問い合わせください。

1. 事務所所在地変更

(正会員)

○(有)立石建築設計

新：733-0822 広島市西区庚午中4-7-26

旧：733-0822 広島市西区庚午中4-4-16

○(株)服部設計室

新：733-0812 広島市西区己斐本町2-4-5-601

旧：733-0812 広島市西区己斐本町2-7-13

○一級建築士事務所 Pleasant Design

新：730-0051 広島市中区大手町2-7-7小松ビル7階B

旧：730-0856 広島市中区河原町4-12-701

2. 合併による 法人名・事務所名・代表者・事務所所在地変更

新：さくら建築設計(株)

代表取締役 正木 繁康

〒732-0062 広島市東区牛田早稲田1-22-13

TEL 082-502-7720 FAX 082-502-6231

旧：(株)白土建築設計事務所 代表取締役 長谷川 善己

旧：(株)マキ建築設計事務所 代表取締役 正木 繁康

3. 組織変更

新：(株)フジ総合設計事務所 旧：(有)総合設計事務所 (東広島市)

編集後記

天高く馬肥ゆる秋

読書の秋、芸術の秋、食欲の秋、皆様はどのような秋を満喫されていらっしゃるでしょうか。この秋、日本中を感動の渦に巻き込んだのがイギリスで行われたラグビーワールドカップでの日本代表の快進撃ではないでしょうか。彼らのプレイとジェントルマンシップは我々に勇気と希望を与えてくれましたね。

さて、事務所協会では行事、イベントの秋です。11月18日(水)は紙屋町シャレオ中央広場で「建築士事務所とつくるこだわりの住まい展」が開催されます。今回で6回目となります。シャレオでの開催は初めてです。

内容は、正会員による建築作品パネル展、賛助会員による住まいの建材展、ひろしま建築文化賞受賞作品パネル展示、住まいづくりの建築相談、住まいづくりの法律相談、クイズラリー&ガラポン抽選会など企画が目白押しです。無料コーヒーで「おもてなし」もあります。

11月18日の水曜日は紙屋町シャレオ中央広場へ集まりましょう。午前10時から午後8時まで開催しています。会員の皆様でこだわりの住まい展を盛り上げましょう。何卒よろしくお願いします。

大 木 一 郎



一般社団法人 広島県建築士事務所協会 編集委員会

担当副会長	竹田 昌弘	委 員	増本 泰成
担当理事	井川 博英		佐伯 和之(賛助会員)
委 員 長	戸梶 好喜		中崎 隆之(賛助会員)
副委員長	熊野 弘伸(賛助会員)		河原 直己(事務局)
委 員	三好 明彦		大木 一郎(事務局)
	飯田三樹博		吉武 綾子(事務局)
	伊藤 智宏		

発行所 一般社団法人 広島県建築士事務所協会
〒730-0013 広島市中区八丁堀5番23号
TEL (082) 221-0600
FAX (082) 221-8400
ホームページアドレス <http://www.h-aaa.jp/>
Eメール info@h-aaa.jp

印刷所 新和印刷株式会社
〒733-0012 広島市西区中広町1丁目5番17号
TEL (082) 232-7773
FAX (082) 232-7774

会報誌への広告掲載を募集しています

会員：(一社)広島県建築士事務所協会の正会員及び賛助会員

□ 広告料(消費税は含まれておりません。)

サイズ	1/4			1/2		1ページ	
申込者		会 員	会員外	会 員	会員外	会 員	会員外
白 黒	6回	18,000	30,000	6,000	10,000	12,000	20,000
	12回	36,000	60,000				
カラー	6回	30,000	45,000	10,000	15,000	20,000	30,000
	12回	60,000	90,000				
大きさ	A4サイズの約1/4			A4サイズの約1/2		A4サイズ(縦)に入るもの	
	約60mm×約165mm			約120mm×約165mm		約250mm×約165mm	
備 考	年6回又は12回継続契約			1回あたり		1回あたり	

- 【おねがい】
1. 申込書は、希望掲載月の前の月の5日までにご提出ください。
 2. 原稿は、申込者が作成してください。
 3. 原稿は、希望掲載月の前の月の15日までにご提出ください。

広告申込書

お申込者(社名)				申 込 日	平成 年 月 日									
ご 住 所														
担当者ご氏名														
T E L				F A X										
e-mail														
広告の名称(表題)														
広告サイズ	1/4	1/2	全ページ											
カ ラ ー	白 黒	カラー												
希望掲載月	6 回	12 回	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※1/4サイズは、年6回か12回の継続契約となります														
広告料金額														

※ 広告の希望欄に○印を付けてください。

【お問合先・お申込先】 (一社)広島県建築士事務所協会 〒730-0013 広島市中区八丁堀5-23オガワビル2階
 電話 082-221-0600 FAX 082-221-8400 Eメール info@h-aaa.jp

2014年4月より

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)
日事連・建築士事務所賠償責任保険(建築家賠償責任保険)

けん ぱ い 建 賠 が パ ワー UP!!

新たな安心を増やしました!

● 自動補償 これまでの保険に自動的に追加されます。

◆ 個人又は法人情報の漏えいによる損害を補償(会員のみ)

◆ 建賠事故が発生した場合の初期対応費用を補償(会員・非会員共通)

◆ 損害賠償請求訴訟に対して支出した所定の費用を補償(会員・非会員共通)

● オプションプラン **会員限定** 欲しかった補償を追加できます。

「構造基準未達」による賠償事故を補償

建築物に滅失又は破損が発生していない場合における構造基準未達による賠償事故を補償します。

「建築基準法等未達」による賠償事故を補償

建築物に滅失又は破損が発生していない場合における建築基準法等未達による賠償事故を補償します。
対象法令につきましては、パンフレットをご参照ください。

建物調査業務時の賠償事故を補償

耐震診断等の建物調査業務中に発生した対人・対物事故を補償します。



建賠は、あなたの事務所を
サポートします



〈ご注意〉このリーフレットは、日事連・建築士事務所賠償責任保険(建賠)の概略を紹介するためのものです。
詳しい内容については、必ず正規パンフレット・保険約款を参照いただきますようお願い申し上げます。

■ご不明な点がございましたら、取扱代理店にご照会ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-23-6 安達ビル5F TEL.03-3552-1077 FAX.03-3552-1066

〈引受保険会社〉 **東京海上日動火災保険株式会社**(担当課) 建設産業営業部営業第二課
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL.03-3285-1853

13-T-08604

1級建築士試験 学科も設計製図もNo.1!



平成26年度 2級建築士 設計製図試験

広島県の合格者の**4割以上**は
当学院の現役受講生

広島県合格者152名中、当学院現役受講生62名



※総合資格学院の合格実績には、模擬試験のみの受講生、教材購入者、無料の役務提供者、過去受講生は一切含まれておりません。※都道府県合格者数は、(公財)建築技術教育普及センターの発表に基づきます。

平成28年度 受験対策 1級建築士 合格オリエンテーション

開講日 水曜コース 11月25日 日曜コース 11月29日

平成28年度 受験対策 2級建築士 新傾向対策講座

開講日 日曜コース 11月15日 水曜コース 11月25日

無料 体験入学会講座説明会実施中!!

1級・2級 建築士	建築設備士	1級・2級 建築施工管理技士	1級・2級 土木施工管理技士
構造設計1級建築士	設備設計1級建築士	宅地建物取引士	インテリアコーディネーター

最新試験情報が満載! 資料請求や受講申込みも受付中!!



- ◎最新試験情報が満載!
- ◎合格応援グッズプレゼント中!
- ◎資料請求や受講申込みも受付中!

Web 総合資格 検索
当学院ホームページ www.shikaku.co.jp

広島県建築士事務所協会提携

会員特別割引あり

最寄校までお気軽にお問合せください



総合資格学院

Facebook はじめました。建築系イベント・試験情報などを掲載。[総合資格 fb]で検索!

広島校

〒730-0037 広島市中区中町 7-35 和光中町ビル 4F
TEL.082-542-3811

福山校

〒720-0067 福山市東桜町 1-41 エム・シー福山ビル 4F
TEL.084-991-3811

私たち総合資格学院は
おかげさまで創立35周年を迎えました。
これからも有資格者の育成を通じて、
業界の発展に貢献して参ります。



総合資格学院 学院長 岸 隆司